

R&Dシンポジウム 基調講演1

大学側から見た産業界との連携 ～東京大学の事例を中心として～

東京大学 産学連携本部長
藤田 隆史 氏

1974年 東京大学大学院工学系研究科産業機械工学専門課程
博士課程修了（工学博士）
1974年 東京大学 生産技術研究所 助教授
1990年 東京大学 生産技術研究所 教授
2006年 東京大学 産学連携本部長
免震構造、高層建物のアクティブ制振システム、精密機器のアクティブ微振動制御システム、スマート構造などの振動制御技術に関して、先進的かつ実用的な開発研究を民間企業と共同で実施し、多くの装置・システムを実用化しており、2004年には建築物免震用積層ゴムの研究により文部科学大臣賞・科学技術功労者を受賞している。

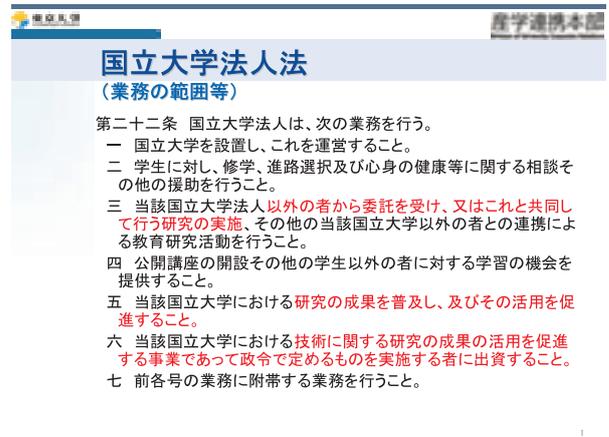


1. はじめに

本日は、国立大学法人化と共にできた東京大学の産学連携本部が取り組んでいる活動についてお話しします。私自身、産学連携本部の前は生産技術研究所の教授で、特にこの研究所は、古くから産学連携の様々な活動を実施してきました。法人化後の産学連携は、若干その取り組みの内容、方法が違ってきていますので、主にその部分についてお話しします。

2. 国立大学の法人化

このスライドは国立大学法人法であり、2004年4月1日から国立大学は国立大学法人という法人格を持って再スタートしました。業務範囲として特徴的なものが、委託研究、共同研究を外部の機関とともに実施することです。また、今までは国立大学は、教育、研究という2つの大きなミッションがありましたが、法人化後は、研究の成果を普及し、その活用を促進することになりました。我々は社会貢献と称していますが、研究成果によって社会貢献をすることが国立大学法人の大事なミッションです。すなわち、我々は教育、研究、社会貢献という3つのミッションを持っており、社会貢献の一番大きな柱が産学連



携となっています。

さらに、「技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること」とあり、TLO (Technology Licensing Organization)、と称する技術移転機関に出資できます。簡単に言うと、東京大学もTLOを子会社として持てるということで、これらが法人化後の産学連携活動において、従来の国立大学とは変わってきているところです。

3. 東京大学の産学連携組織

法人化を受けて、東京大学は、産学連携本部を今から約3年前に組織しました。この組織は産学連携を専門に扱う本

部組織であり、総長の直轄組織です。産学連携担当の理事のもとに、本部長の私がおり、3つの部で構成しています。

産学連携研究推進部は、従来の共同研究にはなかった新しい共同研究をプロデュースするための組織です。従来の共同研究の場合、大学は大体受け身であり、産業界からプロポーザルをもらって各先生が判断し、共同研究ができ上がっていました。産学連携研究推進部は、大学から様々な共同研究をつくっていく、簡単に言うと営業していく、という側面も持っています。

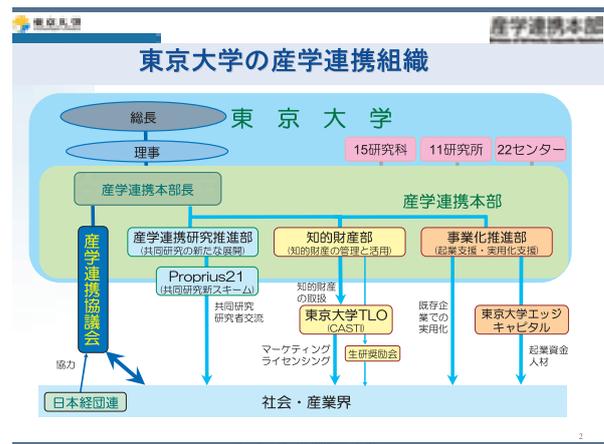
法人化後、大学の教員、研究者がつくった特許等の知的財産は、その機関有とすることになりました。これは企業では当たり前ですが、大学ではそれ以前は個人有が原則でした。この大きな制度変換のために、知財を管理する必要があり、主として特許を管理する部門が必要になりました。知的財産部は、知的財産の管理と活用を行います。管理は知的財産部が行いますが、ライセンスは出資して子会社化している株式会社東京大学TLOが行います。東京大学には法人化の時点で承認TLOとして国から認められたTLOが2つあり、1つが先端研を中心にしてでき上がったCASTI、もう1つは私がいる生研（生産技術研究所）の生研奨励会です。生研の先生方の特許は、生研奨励会がライセンスを行う場合がありますが、現在はCASTIをメインのTLOとしており、マーケティングやライセンスを行っています。今では、CASTIというニックネームが大分浸透しておりますが、これが東京大学のメインのTLOです。

事業化推進部は、起業、特に東大発ベンチャーを支援する組織で、これも東京大学のユニークなところです。研究者、学生がベンチャーを起こしたい場合、起業の方法等を知らないので、まずこちらへ相談に来ます。ここで様々な指南を受けて、ベンチャーを立ち上げるということが相次いでいます。また、東京大学エッジキャピタルも株式会社ですが、法的にこちらには出資できないため子会社ではなく、大学の教員有志からなる中間法人が株主となっています。こちらには今約83億円のファンドがあり、東京大学発、あるいは東京大学にゆかりのあるベンチャーに出資等を行います。以上の3部構成になっています。

この他、経団連の協力のもとに産学連携協議会を構成しており、現在約540社の会社が参加しています。この協議会を通じて、新しい研究や、様々な共同研究に関する

情報を参加して頂いているメンバーへ迅速に伝わるようにしています。

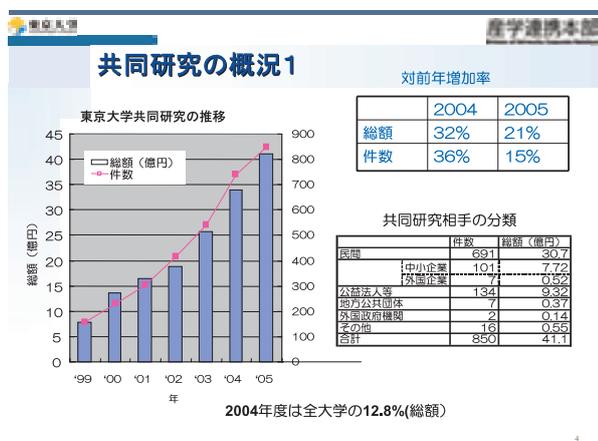
東京大学の中の組織の産学連携本部が約40名、株式会社の東京大学TLOとエッジキャピタルの2つを合わせて約30名、三者連携と言っておりますが、三者連携全体で約70名で産学連携の支援を行っています。法人化とともに建設した5階建ての産学連携本部専用の建物にこの約70名が入っています。



4. 産学連携研究推進部の活動

産学連携研究推進部の活動についてお話しする前に、東京大学全体としての共同研究の推移を紹介します。スライドのグラフは1999年度から2005年度までの総額を棒グラフ、件数をピンク色の線であらわしています。2005年度で、八百数十件で、金額は41億円です。この金額は、他の大学と比べると大きいですが、意外に少ないと思われるかもしれません。東京大学に入ってくる産学連携資金は、受託研究と共同研究で総額266億円です。共同研究が約41億円なので約220億円強は受託研究です。受託研究は、昔は産業界から入っていましたが、今は国から入っており、文部科学省の振興調整費、NEDO（新エネルギー産業技術総合開発機構）等の政府関係機関からの研究費が圧倒的です。共同研究の内訳をさらに見ると、公益法人、地方公共団体、外国政府機関等から約10億円あり、全体の266億円のうち純粋に民間からは約31億円しかありません。億を超える共同研究もあるので、1件あたりに平均すると300万円強ですが、一番件数が多い研究は約100万円です。直接経費100万円では、実際の共同研究はそれほどできないので、まだ現状は、お付き合い程度というこ

とになります。このようなことが、共同研究において日本の大学が抱えている問題であり、民間と本当の意味での共同研究が実施できていません。必ずしも法人化がトリガーとなって、件数が増加している訳ではないですが、順調に件数が増え、それに比例して総額が増えているのは、約100万~200万円の共同研究の件数が増えているからです。様々な企業が欧米（の大学）に出している共同研究に比べ、日本の大学に出しているものは、件数は多いが非常に小型であると思われ、より大型の共同研究を増やしていく必要があります。

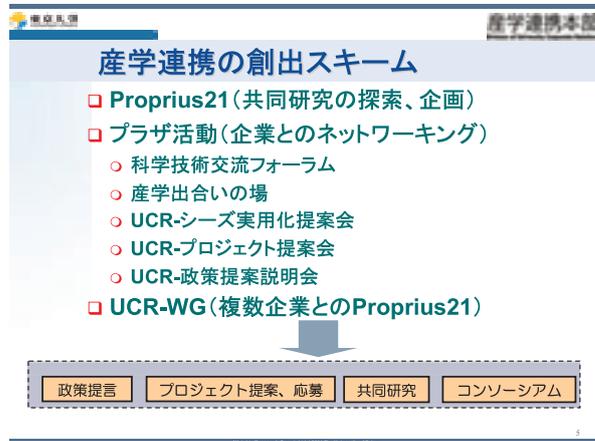


このような課題を打破するためにつくったのが、Proprius21と称する新しい共同研究、場合によっては大型の共同研究をつくり出すためのスキームで、Propriusとは固有なものという意味です。自然発生的な共同研究は、それぞれ部局、工学部、生産技術研究所等の先生方が実施しており、これに関しては従来通りです。産学連携本部がプロデュースする共同研究は、先ほど民間企業へ営業に行きますと言いましたが、実態として多くの場合は、企業から様々な相談を受けます。具体的な先生とテーマが決まっている相談も中にはありますが、東京大学との共同研究を考えており、このような分野に展開したいが、誰とどのように進めれば良いか、という状態で相談を受けます。その際、産学連携本部の教員がお話を伺って、東京大学の5,000人（特任教員を含めた助手以上）の研究者の中から様々な先生にアクセスし、興味があるかを募ると共に、ミーティングを繰り返していきます。最初は契約がない状態ですが、ある時点からNDA（守秘義務契約）を結び、掘り下げた話をしていきます。

その他に、産学連携協議会を通じて様々な場を設けています。「科学技術交流フォーラム」は講演会に非常に近

いものです。「産学出合いの場」も講演会に近いのですが、JST（科学技術振興協会）と共催で行います。「UCR（産学連携）－シーズ実用化提案会」は、学内の先生が非常に良いシーズを持っており、企業と共同研究したい場合、興味のある企業に集まっていただき、その先生がシーズを発表するものです。「UCR－プロジェクト提案会」も、シーズ実用化提案会ほど明瞭ではありませんが、産業界と研究会をやり、大きく広げたい場合に開催します。また、頻度は少ないのですが、「UCR－政策提案説明会」も同じようなものです。このようなものをプラザ活動と称して、主に大学から情報発信をします。これの受け手が、約540社が参加する産学連携協議会で、参加企業をもっと増やしたいと思っています。

Proprius21は、このようなスキームを進めると、大学側からは複数の先生が参加するため、産業界1社対複数の先生という共同研究ができあがります。しかし、研究会等が発展しますと、複数の企業対複数の先生となり、大型の共同研究が立ち上がることになります。このようなワーキンググループをUCR-WGと呼んでいます。



Proprius21は、研究そのものではなく、共同研究をプロデュースするまでのプロジェクトで、Proprius21が終わると、本当の共同研究が始まります。守秘義務契約があるので中身までお話できませんが、今までのProprius21の実例を紹介します。三菱電機とは、「防犯・減災の安全管理技術」があり、理工系が多いですが、経済も含めた先生方が集まっています。具体的には、防犯カメラのようなものを高度利用して、治安や災害時の避難誘導に関する技術をつくるものです。松下電器とは「生活支援ロボット」があります。東京大学は非常にロボットの研究者が多いので、学内公募をし、ご覧のような領域の先生が集

まりました。松下電器もこれを契機に、このフォーメーションに合わせた社内組織をつくれ、現在、大きなプロジェクトの一環として進めています。Sun Microsystemsとの「コンピュータサイエンス」は、今まさにProprius21が進行中です。産学連携本部の特任助教授とSun Labsの研究者との間でやりとりを行い、具体的に共同研究テーマの課題を煮詰めつつあります。日本電気との「社会インタラクティブ」は、新しいIT技術が世の中に与えるインパクトをモデル化するものです。NECはそれまで、社会心理学の先生との接点を持っていませんでしたが、東京大学の総合大学としての強みを発揮して、学内に文理融合タイプの共同研究ができあがっています。みずほ情報総研との「ソフトウェアの技術移転」は、継続中ですが、大学が所蔵しているソフトウェアを世の中へ出していくためのスキームをつくるための共同研究です。

その他にもいろいろとありますが、Proprius21が終了し共同研究のフェーズに入っているものが12件、共同研究へ移す前の段階でProprius21を実施しているものが19件、Proprius21を実施してみて、時期尚早、あるいは良い成果が出そうになくなった段階で中止したものが2件ありました。

Proprius21の多様な実例

- 三菱電機**
 - 一防犯・減災の安全管理技術一
 - キーパーソン（教授）指名による文科系も含めた5部局（工学系、情報理工、生産研、地産研、経済学）による計画策定。
- 日本電気**
 - 一社会インタラクティブ一
 - 人文社会系研究科研究者を主担当とした初めての共同研究。日本電気の課題提案をもとに共同で研究者探索。
- 松下電器**
 - 一生活支援ロボット一
 - ニーズの開示を受け、学内に提案公募、課題採択後に研究内容の詳細の議論・合意。（情報理工、新領域、工学系、先端研）
- みずほ情報総研**
 - 一ソフトウェアの技術移転一
 - 大学が所有するソフトウェアを広く社会・産業に移転・活用するための流通・成熟・移転システムの構築。
- Sun Microsystems**
 - 一コンピュータサイエンス一
 - ポストドクの雇用による最適のテーマとパートナーの探索。東京大学とSun Labs等の技術者の相互訪問。
- その他、多様な形態で実施中**

現在
19件実行中、終了12件、中止2件
詳細は「実例集」参照

また、「少子高齢化社会と人を支えるIRT基盤の創出」とありますが、これはProprius21の成果の1つである共同研究が、2006年度から始まった振興調整費による「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」という非常に大きな産学連携のナショナルプロジェクトに発展したものです。10年～15年後に起こすイノベーションで、実施機関が東京大学、協働機関がトヨタ自動車、オリンパス、セガ、凸版印刷、富士通研究所、松下電器産業、三菱重工の7社が参加しており、情報理工の下山教授を中心としたプロジェクトです。内容は、IT（情報通信技術）と

RT（ロボット技術）を融合して、少子高齢化のための技術基盤をつくるというものです。

少子高齢社会と人を支えるIRT基盤の創出

実施機関：東京大学
協働機関：トヨタ自動車、オリンパス、セガ、凸版印刷、富士通研究所、松下電器産業、三菱重工

10年～15年後に起こすイノベーションの姿
少子高齢社会の抱える諸問題を解消するため、ITとRTの融合により、ヒューマノイド、社会・生活支援、パーソナルモビリティの各システムを統合的に開発する。

融合
IT：情報通信技術
高速コンピューティングなど膨大な情報処理を可能とする技術
RT：ロボット技術
安全・安心なシステム制御などの技術

「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」は、科学振興調整費でできており、2006年度より実施して10～15年後の産業界の芽となるような先端技術を確認するためのものです。現在、産学連携の分野では、ここで採択されているプロジェクトが一番大きなプロジェクトです。原則10年間で年間5～10億円とありますが、国からの振興調整費と企業からのマッチングファンドを合わせて最低でも約10億円であり、10年間で約100億円のプロジェクトになります。2006年度に採択されたものが9件あり、幸いなことに東大は9件のうち2件採択されましたが、3年後に3分の1に絞られます。このため、10年間最後まで続けられるのは、9件のうち3件しかありませんが、3年後に2件とも残ってほしいと思っています。

先端融合領域イノベーション創出拠点の形成

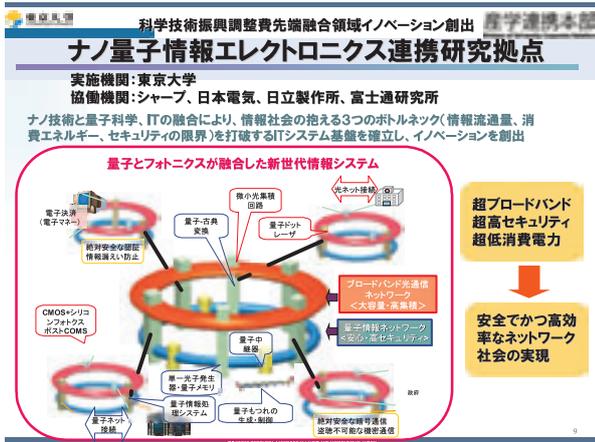
10年度より実施
目的：イノベーションを創出し、次世代を担う研究者・実業者を育成する機能を備えたシステムを構築することを通じ、10～15年後に新たな産業の芽となる先端技術を開発するため、実用化を見据えた基礎的段階から、産学が協働して先端融合領域における研究開発を推進

実施期間：原則10年間
実施規模：年間5～10億円程度（当初の3年間は2～5億円）
企業からも同等規模のマッチングを確保

大学等
内外の知見を統合し、産学協働による拠点を創出
企業と大学等の連携による研究開発

産学協働による研究開発
産学協働による研究開発
産学協働による研究開発
産学協働による研究開発

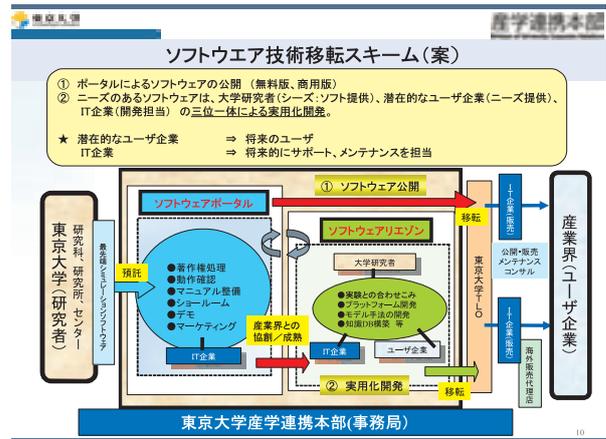
もう1つは、「ナノ量子情報エレクトロニクス連携研究拠点」で、主に生研・先端研の荒川教授が中心になっており、シャープ、日本電気、日立製作所、富士通研究所が参加しています。ナノテクノロジーと量子科学、ITを融合して、超ブロードバンドで非常にセキュリティが高く、消費



電力が低いネットワークを実現するというものです。

話を産学連携研究推進部の活動に戻しますが、活動開始後2~3年経ち、通常の特許の技術移転、ライセンスングは軌道に乗りつつありますが、依然として難しいのがソフトウェアの技術移転です。日本の著作権法は、著作者の権利の保護が厳しく、ライセンスングが非常に難しくなっています。元々、ソフトウェアを著作権の中で扱ったことがライセンス等を妨げている大きな理由ですが、そのような制約の中でソフトウェアを世の中へ出していく必要があります。今、世の中で我々が研究や開発で使っているソフトウェアは、ほとんどアメリカ製ですが、他の大学と同じように東京大学の研究室でも非常に良いソフトウェアの芽ができています。それは事実ですが、なかなか世の中へ出ていきません。様々な理由がありますが、座視する訳にはいけないので、外へ出すスキームを考えています。今は主にシミュレーションのソフトウェアを対象としておりますが、ソフトウェアのポータルサイトを産学連携本部がつくり、管理します。そこで著作権の処理等を行います。我々が一番頭を悩ませているのは学生の著作権です。特許、著作権、全て該当しますが、学生とは雇用契約がないので、学生が入学したときにサインさせて、事前承継することができていません。法人化直後に議論した際、法学部の先生から、それを入学条件にすることは憲法違反で、教育の権利を奪うこと、個人財産を奪うことはできないと言われました。よって、今は学生から同意を得て、譲渡してもらい、譲渡後は先生と同じようなりターンを得られる制度にしています。特許は東京大学と共願になり、費用がかかるため、これまでの約3年間で東京大学と学生が共願をした事例は1件もありませんが、著作権はそのような登録が一切不要で、

プログラムを書いた時点で学生に著作権が発生してしまいます。さらに、代々の卒業生が手を加えている場合は、誰が著作権を持っているのかを整理して処理しないと外へ出せませんので、研究室の協力を得て処理する必要があります。また、IT企業に入って頂き、様々なデモ、共同で実施すべきことの検討、無償でのソフトウェアの公開等を行います。さらに、大学の研究者、IT企業、ユーザ企業の三者で、実験との合わせ込み等を行い、そのソフトウェアがリアルなものであることを確認します。これらのプロセスを経て、本当にニーズのあるソフトウェアが生き残っていきます。十分なニーズがあり、著作権等も全部確証でき、本当にビジネスになりそうなものを、TLOを介してIT企業に販売を委託し、ビジネスに入ります。このような本格的な技術移転をやりたいと思っておりますが、非常にリスクもあるので、国に予算措置をお願いする必要があり、現在その運動をしている最中です。



サービス・イノベーションも、産学連携本部で力を入れているものですが、言葉自体に馴染みがないかもしれません。今、日本全体の雇用者の約3分の2がサービス産業に従事していますが、欧米に比べて非常に生産性が低く、新しいサービス産業をやるための科学的な手法が確立していません。農業に対して農学、工業に対して工学があるように、サービスに対する科学的な手法を確立させる必要があるというところから発生しています。総合大学として、単に工学系ばかりでなく、様々な分野の先生や企業に入って頂いて、立ち上げています。今後、東京大学の1つの看板にまで育ててくれればという意気込みで、取り組んでおり、できれば新しい学問分野をつくり上げたいと考えています。

東京大学 産学連携本部

サービス・イノベーション

- サービス産業
 - 我が国の実質GDPの7割、雇用全体の2/3
 - 最近10年間の実質GDP増分の93%
 - 生産性:ほとんどの分野で欧米に比して非常に低い
- サービス産業創出のためにも、サービスに対する科学的手法の確立が必要
 - 産学連携による実践を通じて手法を体系化=「価値の共創」
 - IT企業4社と学内複数部局の8名の教員との研究会開始
 - わが国の社会環境に適したモデル構築
- 知の構造化、情報の価値化
 - 文理の専門分野を構造化する必要
 - ユビキタス社会の情報洪水の中での情報昇華

UCR研究会「サービス・イノベーション」
University Corporate Relations (産学連携)

産学連携協議会は、本日時点の会員数が540社で時々増え、経団連の協力を得て様々な活動を行っています。最上位のアドバイザーボードミーティングは、経団連の副会長の方々にお願いしており、三木三菱東京UFJ銀行会長、宮原住友商工会長、和田日本電信電話社長、岡村東芝会長、渡新日本石油会長、山野井味の素顧問の6名の方がメンバーでアドバイザーになっていただき、年2回開催しております。東京大学からは総長以下、全ての理事がメンバーになっており、産学連携だけでなく、東京大学の活動全体について様々なご提言をいただいています。事務局は産学連携本部で私が司会をしています。また、この下部組織として学内のメンバー十数名と経団連の十数社からなる産学連携委員会で情報交換をしています。先ほど紹介しましたプラザ活動を通して、東京大学から情報発信を行い、共同研究やナショナルプロジェクトを提案します。毎月2回程度、メンバー全員に東京大学のいろいろなイベントについての情報をメールでお伝えしており、会員の皆様にはそのメールが届いていると思います。会費が無料で入会金もありませんので、ホームページから登録していただくと、お入りいただけます。

東京大学 産学連携本部

産学連携協議会の活動概念図

アドバイザーボードミーティング 事務局：産学本部
2005年2月24日、6月29日、2006年2月27日、2006年9月4日開催

三木繁光 様 (三木三菱東京UFJ銀行会長)、宮原賢次 様 (住友商事会長)
和田裕夫 様 (日本電信電話社長)、岡村 正 様 (東芝会長)
渡 文明 様 (新日本石油社長)、山野井 昭雄 様 (味の素顧問)

提議報告

運営本部 (事務局) 産学連携本部教職員
産学連携委員会 (企画・推進) 東京大学教員・産業界委員

2005年7月19日、2006年1月23日、2006年7月25日開催
提議/報告

様々な活動
プラザ活動
Proprius21
共同研究
人材交流
技術移転等

科学技術交流フォーラム
「産学出合いの場」

UCR「シーズ実用化提案会」
UCR「プロジェクト提案会」
UCR「政策提言説明会」

UCR研究会

共同研究
ファンショナル・プロジェクト

東京大学教員メンバー + 産業界メンバー

5. 知的財産部の活動

知的財産部は、知財、特に特許、著作権等を管理、活用する部門です。教員が発明届を部局へ出し、職務関連発明で東京大学に帰属させるべき発明であることを部局で判断して認定し、産学連携本部に届けられます。東京大学は発明を実施する機関ではないため、ライセンスしないと意味がなく、社会貢献もできないので、その発明の特許能力、社会貢献度、収益性、費用等を全て考慮した上で、東京大学で承継するか否かの判断をします。この時、2週間（10営業日）以内にこれを判断することが、東京大学の特徴です。2週間で判断がつかなかった場合、自動的にその発明は個人に帰属し、従来通り先生が処分してもかまいません。ただし、もう少し時間が必要な場合は、その先生、発明者が同意すれば延長することが可能です。これまで、延長したケースはありますが、ディジションできずにそのままタイムアップとなり、個人になったケースはありません。

東京大学 産学連携本部

知的財産の管理と活用

発明届の機関帰属判断 (TLO) (連携先) [2005年度実績]

特許性・社会への貢献度・収益性・費用等を考慮
10営業日以内、[発明届627件]

出願・権利化・維持等の管理 (TLO)

出願・権利化・維持等の方針決定と運用
知財の管理、[国内出願313件]

技術移転 (TLO)

権利の活用推進、保有特許のHP掲載
発明者の補償
[実施許諾特許件数134件、同収入98.8百万円]

契約・係争その他法務対応 (顧問弁護士)

共同研究推進、知財の権利化・保護のための契約
その他知財に関わる法的サポート・対応
[民間等との共同研究850件]

知財関連規則の整備

学内規則類・ガイドライン・契約雛型等の整備
(著作権、商標、ノウハウ、成果有体物等)

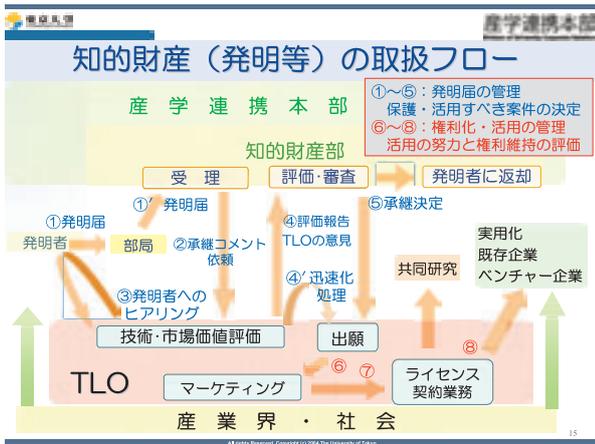
財務管理

財務面からの管理及び出願戦略

知財取扱のコンサルティング、教育等 (TLO)

発明者の認定、職務発明の考え方、守秘義務取扱部局説明会等

発明届は2005年度の実績が627件で、結果として権利化、出願したものが約半分の313件です。残りの半分は、承継しないので、先生方が自費で、あるいはパートナー企業と共同で出願してもかまいませんが、報告の義務があります。技術移転は、2005年度に実施許諾したのが134件、収入が約1億円です。法人化後2年で、営業が始まり、その特許で売り上げが立ったケースはまだなく、一時金で頂いた額が1億円です。よって、今後は一時金プラス、ランニングロイヤリティというように増えていくことを期待しています。また、法人化後、知財は東京大学に帰属することが条件になったので、従来はありませんでしたが、共同研究等の契約業務の際に、企業と知財の条件



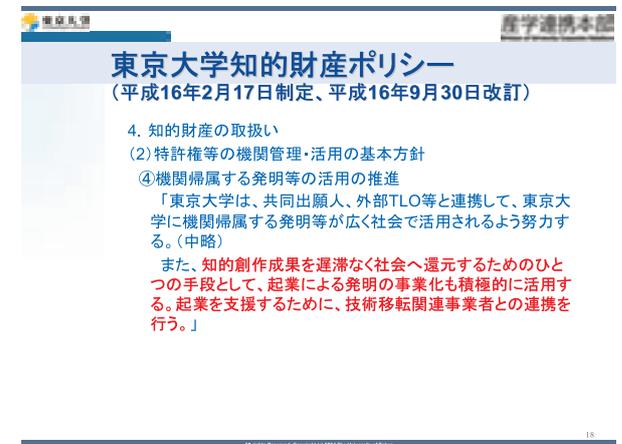
で合意する必要があります。東京大学は、特許費用を原則として民間企業に持って頂いておりますが、京都大学は持分負担でやっています。不実施保障については、東京大学は特許を実施しませんが、実施した場合に、相手方から貢献に見合ったリターンが頂けるか否か等、このような条件に全て合意しないと、共同研究の契約が結べないという状況ができてきました。よって、法人化後3年経った今でも、民間企業から方針変更等をご提案頂き、頂いた内容についてやりとりを行うといったことが依然として続いており、これが850件で非常に多くあります。その他に、依然として規則の整備や、先生からの特許に関する様々な相談等があります。また、法人化とTLOとの連携については、知的財産部は管理主体、運用はTLOが主体ですが、最終的な責任は知的財産部にあります。



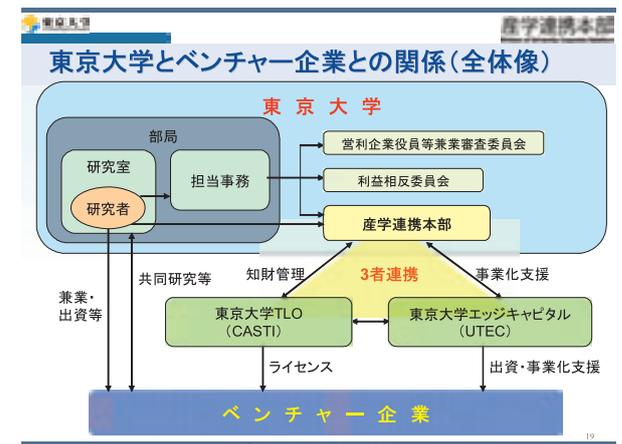
6. 事業化推進部の活動

事業化推進部は、東大発のベンチャーを支援します。法人化に当たり東京大学知的財産ポリシーというものを作りました。「東京大学は、共同出願人、外部TLO等と連携して、東京大学に機関帰属する発明等を広く社会で

活用されるよう努力する。」とありますが、これは先ほど説明したTLOを通じてのライセンス活動です。また、「知的創作成果を遅滞なく社会へ還元するためのひとつの手段として、起業による発明の事業化も積極的に活用する。起業を支援するために、技術移転関連事業者との連携を行う。」とありますが、この技術移転関連事業者が東京大学エッジキャピタルで、通称UTECHと称しているベンチャーキャピタルです。産学連携本部、CASTI、UTECHの三者連携で推進していますが、事業化推進部が主につき合っているところがUTECHになります。



ベンチャーを起こす際、様々なことがありますが、例えば自分で起こしたベンチャーの役員になること等について、営利企業役員等兼業審査委員会というものを設置しています。東京大学では、代表取締役以外の役員になることは可能であり、その他の様々な条件等についてここで審査を受けます。また、利益相反委員会では、ガイドラインを作成すると共に、利益相反に関するチェックを行います。このように、研究者が安心してベンチャーを起こせるスキームをつくっています。



エッジキャピタルは、約83億円のファンドを預かっており、東京大学関連のベンチャーに出資をしています。また多くの場合、UTEKの社長が出資先の会社の役員になり、資金面、人材面からの経営支援を行っています。現在は、17社から少し増え、約20社へ既に投資をしています。これにより、できるだけ他のベンチャーキャピタルに頼ることなく、自前でやれる組織をつくっています。また、ベンチャー支援に向けた学内規則の整備については、「東京大学におけるライセンスに伴う株式等取扱規則」を制定しました。ベンチャーの場合、元となる特許は東京大学に帰属されています。よって多くの場合、東京大学からそのベンチャーへ専用実施権をライセンスする必要があります、そのための対価が要ります。ベンチャーは当然売上がなく、出資で捻出することが難しい場合があるため、文部科学省に相談をして許可を得た上で、ライセンスの対価として株式を受け取ることを可能としました。また、アントレプレナー道場という学生を対象にした起業教育を実施しています。アントレプレナーシップを養成することが目的で、第1期では265名の学生が参加しました。これは夕方6時から講義が始まり、単位もありませんが、普通の講義よりはるかに人気がありました。講義の最後にはビジネスプランコンテスト等も行い、優秀プランにはTLOとUTEKから賞金を出したり、エッジキャピタルが設立出資を検討することもあります。今後は、単位が取れるような全学の教育プログラムの1つに進める方向で、様々な検討をしています。さらに、ベンチャーがIPO、すなわち上場する際に目論見書を書きますが、その内容が東京大学の責任範囲内にあるか否か、どのような範囲の目論見書を書けば良いか等について、昨年東京証券所と共同研究を始めています。

今年の6月に、産学連携本部の前に地上7階建の規模の「東京大学アントレプレナープラザ」がオープンする予定です。これはアデランスの創業者の根本最高顧問のご協力によるもので、土地は東京大学がお貸しし、30年後に寄附して頂くことになっています。バイオ系を含むウェット・ラボとしても利用できるような施設で、より一層ベンチャーのインキュベーションを図ろうと考えています。



7. おわりに

法人化後、大学全体が金儲け主義に走り、場合によっては産業界との共同研究ばかりをやっていると半分お叱りを受けます。これまでお話ししたのは産学連携本部長としての話であり、東京大学教員としては、産業界からの共同研究費や、特許で金が儲かるといったことを目指している訳ではありません。産学連携の目的は、共同研究やインターシップを通じて、そこで養成されているドクター、学生を、産業界に非常にフィットしたマインドを持つ技術者に育てることで、それは大昔から変わっておりません。これだけは誤解のないように、ぜひ強調させて頂いて、私の話を終わらせて頂きます。

大学発ベンチャー・起業支援

全学的ベンチャー支援インフラの整備・強化

- 東京大学エッジキャピタル（東京大学の技術移転関連事業者）運営による東京大学専用のベンチャーキャピタル・ファンド（約83億）
 - 東京大学関連ベンチャーへの投資
 - 資金面、人材面からの経営支援
 - 現在まで17社に投資

ベンチャー支援に向けた学内規則の整備

- 「東京大学におけるライセンスに伴う株式等取扱規則」の制定
 - ベンチャー企業への大学帰属知財（特許等）技術移転の新機軸
 - ライセンス対価として株式等での受入を可能とした
 - 既に2例に適用

学生起業啓発プログラムの実施

- 「東京大学アントレプレナー道場」の実施
 - ビジネスプラン・コンテストを最終着地点とする半年間のプログラム
 - 第1期（2005年度）265名の学生が参加
 - 4月より第2期開始
 - 優秀プランには東京大学エッジキャピタルが設立出資を検討

大学発ベンチャーの健全なる成長モデルの構築

- 東京証券取引所との共同研究開始
 - 大学発ベンチャー上場に向けた標準モデルづくりと大学の説明責任

[産学連携の最重要目標]

共同研究やインターンシップなどを通じての

人材養成